

野教社第449号
平成26年4月30日

異議申立人

住所 野田市

氏名

野田市教育委員会

行政文書部分開示決定異議申立決定書

異議申立人が平成26年3月4日付けで申立てをした行政文書部分開示決定通知書（平成26年2月28日付け野教社第410号）についての異議申立てに対して、次のとおり決定します。

主 文

行政文書部分開示決定通知書（平成26年2月28日付け野教社第410号）による部分開示決定処分を変更し、別紙行政文書部分開示決定通知書のとおり行政文書を開示する。

理 由

1 異議申立ての趣旨及び理由

趣旨 野田市郷土博物館・市民会館の特別展関連費明細及び企画展関連費明細の示された文書（平成23年度及び平成24年度）の開示の決定を求める。

理由 野田市郷土博物館及び野田市市民会館の管理に関する基本協定書第21条の規定に従って野田市郷土博物館・野田市市民会館指定管理者へ当該文書の提出を求め、当該文書を取得したうえで開示決定しないことは当該申請に対する不作為である。

2 判断

野田市と野田市郷土博物館及び野田市市民会館の指定管理者が締結している基本協定書第21条第1項において、野田市は「管理文書について、野田市情報公開条例に基づく行政文書の開示請求又は野田市個人情報保護条例に基づく個人情報の本人開示請求を受けた場合において、これらの請求に係る管理文書を保有していないときは、指定管理者に対し、当該管理文書の提出を求める」となっている。この規定に基づき指定管理者へ請求に係る管理文書の提出を求め、取得した文書「平成23年度及び平成24年度の特別展費内訳及び企画展費内訳」について、不開示情報（個人の氏名及び振込先口座の内容、法人の振込先口座の内容）を除き開示すべきであると判断する。

- 3 以上のとおり、本件異議申立ては、理由があるから、行政不服審査法第47条第3項の規定により、主文のとおり決定する。

教示1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、実施機関に対して異議申立てをすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）。

2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は、市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。